

保育所（園）・認定こども園・幼稚園等  
を利用する児童の保護者の皆様へ

新型コロナウイルス感染症  
拡大防止のお願い

市内で感染者が確認された場合でも通常通り開園しますので、特に次のことに御注意ください。

- ◎児童が、37.5度以上の発熱がある場合や咳等の呼吸器症状がある場合は利用を控えてください
- ◎マスク着用、手洗いや消毒等の感染予防対策を徹底してください
- ◎感染拡大地域への不要不急の往来は自粛してください
- ◎保健所から濃厚接触者と判断された児童は、速やかに利用する保育所（園）・認定こども園・幼稚園等に御連絡ください

新型コロナウイルス感染症に  
児童や職員が感染した場合の対応

◎当該施設を利用する児童又は職員が感染した場合

感染拡大防止のため、臨時休園となります。

休園期間は、当面の間（原則3日間）とします。

臨時休園中に、園内の消毒、濃厚接触者の特定、PCR検査等の結果を受けて、県や保健所と協議の上、休園期間の延長の有無を決定します。

◎当該施設を利用する児童又は職員が濃厚接触者と特定された場合

原則として通常通り開園します。

当該児童又は職員は、PCR検査の結果に関わらず、感染者と接触した日から登園停止（14日間）となります

◎休園期間中又は登園停止中は感染拡大防止のため、原則として、他の施設の一時預かり、病児保育やファミリー・サポート・センター、児童発達支援事業所等の利用は自粛してください

※臨時休園・登園停止となった際の保育料等については、減免になります

感染拡大防止のため、御理解と御協力をお願いいたします